別表六の二（十五）付表二　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第68条の15の３第３項各号（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十五)付表一「17」）　(6)」の欄は、別表六の二(十五)付表一「19」の欄に数の記載がある場合には、その数を記載すること。

3　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が１年に満たない場合には、「税額控除限度額　30万円×(6)　(7)」の欄中「30万円」とあるのは、「$30万円\times\frac{当該連結親法人事業年度の月数}{12}$」として記載すること。

別表七㈠の表中「控除前所得金額（別表四「38の①」－（別表七㈡「９」又は「21」））」を「控除前所得金額（別表四「37の①」－（別表七㈡「９」又は「21」））」に、「所得金額控除限度額　(1)×$\frac{80又は100}{100}$」を「所得金額控除限度額　(1)×$\frac{50、65、80又は100}{100}$」に、「欠損金額（別表四「48の①」）」を「欠損金額（別表四「47の①」）」に、「当期の欠損金額（別表四「48の①」）」を「当期の欠損金額（別表四「47の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。次号(2)において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（次号(2)において「平成27年旧法」という。）第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）又は」に改め、「平成23年法律第114号」の次に「。次号(2)において「平成23年12月改正法」という。」を加え、同号を次のように改める。

2　「所得金額控除限度額　(1)×$\frac{50、65、80又は100}{100}$　(2)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　平成29年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。(1)において同じ。）に該当しない事業年度にあつては「、65、80又は100」を消し、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、」及び「、80又は100」を消し、平成27年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあつては「50、65、80又は」を消すこと。

イ　租税特別措置法第67条の14第１項第１号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社

ロ　租税特別措置法第67条の15第１項第１号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人

ハ　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）

ニ　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2)　次に掲げる法人以外の法人の平成27年４月１日前に開始した事業年度（平成27年改正法第17条の規定による改正前の平成23年12月改正法附則第14条第２項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する各事業年度を除く。）にあつては「50、65、」及び「又は100」を消し、その他の事業年度で同日前に開始した事業年度にあつては「50、65、80又は」を消すこと。

イ　平成27年旧法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人（特定目的会社、投資法人及び受託法人を除く。）

ロ　(1)イからニまでに掲げる法人

別表七㈠付表１の記載要領第三号(1)中「第112条第14項」を「第112条第20項」に改め、同号(2)中「第112条第16項」を「第112条第22項」に、「同条第17項」を「同条第23項」に改める。

別表七㈡の表中「所得金額差引計（別表四「38の①」）」を「所得金額差引計（別表四「37の①」）」に改める。

別表七㈢の表中「所得金額差引計（（（別表四「38の①」）－(7)）又は（（別表四「38の①」）－(7)－（（別表四「38の①」）－(4)）×0.2））」を「所得金額差引計（（（別表四「37の①」）－(7)）又は（（別表四「37の①」）－(7)－（（別表四「37の①」）－(4)）×0.2））」に、「調整前の欠損金の翌期繰越額　(⒀の計)」を「調整前の欠損金の翌期繰越額　(13の計)」に改め、同表の記載要領第１号中「含み、法第59条第２項第３号に掲げる場合に当する場合を除く」及び「含む」の次に「。第５号において同じ」を加え、「又は」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号(2)において「平成27年旧法」という。）第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震